

感染症・食中毒の報告要領

体育健康課

【学校の対応】

分 類	要 領	方 法	報 告 先
1 感染症 (1)感染症 による 出席停止	「結核」「麻しん」「風しん」「腸管出血性大腸菌感染症」「 新型インフルエンザ 」の場合 ①速やかに所管の保健所及び教育委員会へ電話で報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村 教育委員会
	上記以外で命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合 ①速やかに所管の教育委員会へ電話にて報告する。学校または教育委員会は、所管の保健所に報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村 教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で連絡	○所管の保健所 ○市町村 教育委員会
	(2)感染症 による 臨時休業 学校等において予防すべき感染症により、臨時に学校の全部または一部の休業を行う場合 ①学校医と相談した上で、休業対象や期間等を決める。 ・学校の全部を臨時休業する場合は、休業期間と有症者の状況等を所管の保健所及び所管の教育委員会へ電話にて報告をする。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。 ※登校後に早退となった日は、閉鎖期間に含めない。 ※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村 教育委員会
2 食中毒	食中毒が発生した場合 ○速やかに学校医及び所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、【様式4】にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は、連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。 ※教育委員会の要請に応じて、【様式5】に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村 教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式5】に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村 教育委員会
■「学校等欠席者感染症情報システム」への入力は、原則として午前11時30分までに行う。 ■教育委員会の要請に応じて、状況が落ち着くまでは、新しい情報を各様式に書き加えたり、市町村教育委員会へ電話にて報告したりする。			

【市町村教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村教育委員会は、学校から感染症・食中毒・異物混入等の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。特に命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、学校等に対して【様式4】、【様式5】、【様式6】により報告するよう要請する。
※インフルエンザ様症状及び新型コロナウイルス様症状による学級・学年閉鎖については、教育事務所への報告を必要としない。ただし、命に関わる重篤な症状を呈する場合や、学校の全部を臨時休業する場合は、把握している状況を速やかに電話にて報告する。
- 市町村教育委員会は、状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの報告を受け、体育健康課に電話にて報告する。また、保健所に対しても、内容の確認をする。特に、命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、現在把握している状況を速やかに電話にて報告をする。